

【問1】特別区における廃棄物の分類に関する記述のうち、正しい記述の組み合わせを選びなさい。

- A. 飲食店から排出される魚・獣のあらは事業系一般廃棄物に分類される。
- B. 新築工事に伴って生じた紙くずは事業系一般廃棄物に分類される。
- C. 建設業者が工場を解体したときに生じたがれき類は事業系一般廃棄物に分類される。
- D. 事務所から排出される石膏ボードは事業系一般廃棄物に分類される。
- E. 小売店から排出される天然繊維くずは事業系一般廃棄物に分類される。

- 1. A, B
- 2. A, E
- 3. B, C
- 4. C, D
- 5. D, E

【問2】東京都、清掃一組、清掃協議会及び各区の一般廃棄物清掃事業における役割分担に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- 1. 容器包装廃棄物の分別収集の実施は各区の役割である。
- 2. ごみの再利用、資源化の推進は各区の役割である。
- 3. 清掃工場等の管理は清掃一組の役割である。
- 4. 区市町村の廃棄物処理に関する財政的・技術的援助は東京都の役割である。
- 5. 最終処分場の運営は各区の役割である。

【問3】特別区における一般廃棄物処理のしくみに関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律等、他の法令により廃掃法の特例として定められている場合、一般廃棄物処理業の許可を受ける必要はない。
2. 自らの事業活動に伴って発生する一般廃棄物の処分を行う場合、一般廃棄物処理業の許可を受ける必要はない。
3. 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であって市町村長の指定を受けた場合、一般廃棄物処理業の許可を受ける必要はない。
4. 国がその業務として、一般廃棄物の処分を行う場合、一般廃棄物処理業の許可を受ける必要はない。
5. 条例で定める一般廃棄物の再生利用を行おうとする者が都知事の認定を受けて、当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る処分を業として行う場合、一般廃棄物処理業の許可を受ける必要はない。

【問4】一般廃棄物処理業の許可制度に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 環境大臣の認定を受けて、金属を含む廃棄物（当該金属を原材料として使用することができる程度に含むものが廃棄物になったものに限る。）の再生利用を行う者が処分を業として行う場合、一般廃棄物処理業の許可は必要ない。
2. 市町村の委託を受けて、一般廃棄物の処分を業として行う場合、一般廃棄物処理業の許可は必要ない。
3. 造園業者が自ら剪定した木くずの処分を行う場合、一般廃棄物処理業の許可は必要ない。
4. 一般廃棄物の処理（自己処理を除く。）は、原則的には、都道府県（ただし、特別区の場合は各区。）の固有事務である。
5. 環境大臣の認定を受けて環境省令で定める一般廃棄物の広域的な処理を行う者から委託を受け、当該認定に係る処理を業として行う場合は、一般廃棄物処理業の許可は必要ない。

【問5】環境大臣の認定を受けて一般廃棄物の広域的な処理を行う者が、処分を業として行うことができる品目のうち、誤っている記述の組み合わせを選びなさい。

- A. 廃携帯電話用装置
- B. 廃乳母車
- C. 廃プラスチック類
- D. 廃油
- E. 廃二輪自動車

- 1. A, B
- 2. A, E
- 3. B, C
- 4. C, D
- 5. D, E

【問6】他の法令により、一般廃棄物処理業の許可を要しないとする廃掃法の特例を定めている場合がある。下記の法令のうち、この特例規定を定めていないものを選びなさい。

- 1. 特定家庭用機器再商品化法
- 2. 使用済自動車の再資源化等に関する法律
- 3. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 4. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
- 5. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

【問7】特別区では一般廃棄物処理業の許可対象廃棄物を7種類に分類している。同じ種類に分類される一般廃棄物の組み合わせのうち、誤っているものを選びなさい。

1. 動物のふん尿と浄化槽から発生する汚でい
2. 木くずと転居廃棄物
3. 建築物の排水槽から発生するし尿を含む汚でいと事業系の仮設便所から発生するし尿
4. 繊維くずと野菜くず
5. 電気洗濯機と電気冷凍庫

【問8】廃掃法第7条に規定する欠格条項に該当しない者（もの）を選びなさい。

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
2. 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が破産者で復権を得て5年を経過しないもの
3. 廃掃法の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者
4. 騒音規制法に基づく処分の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日から5年を経過しない者
5. 浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの

【問 9】 特別区における一般廃棄物処分業の許可基準に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。
2. 一日あたりの処理能力が5トン以上のし尿処理施設（浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽を除く。）の場合には、東京都知事の許可を受けていること。
3. 一般廃棄物の処分先を確保すること。
4. 新規許可の申請者が法人である場合には、その代表者又は役員（会計参与、監査役及び監事を除く。）が、区長が別に定める講習会を修了していること。
5. 各区による一般廃棄物の処分が困難であること。

【問 10】 環境省令第1条の7に定める一般廃棄物を焼却する焼却設備の構造に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。なお、ここでの「燃焼ガス」とは「燃焼室において発生するガス」である。

1. 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼ガスの温度が摂氏800度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
2. 燃焼に必要な空気の温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。
3. 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
4. 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、定量ずつ廃棄物を投入することができるものであること。
5. 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態であること。

【問 1 1】環境大臣の定める焼却又は熱分解の方法に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。
2. 煙突の先端から火炎が排出されないように焼却すること。
3. 処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを燃焼させる場合にあっては、排出口から火炎又は大気汚染防止法に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないようにすること。
4. 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
5. 排出口から処理に伴って生じた残さが飛散しないように熱分解を行うこと。

【問 1 2】ダイオキシン類対策特別措置法に規定される規制の対象となる廃棄物焼却炉（特定施設）の規模に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 火床面積0.5㎡以上または焼却能力50kg/時以上
2. 火床面積0.5㎡以上または焼却能力30kg/時以上
3. 火床面積0.5㎡以上または焼却能力20kg/時以上
4. 火床面積2㎡以上または焼却能力30kg/時以上
5. 火床面積2㎡以上または焼却能力20kg/時以上

【問 1 3】 ダイオキシン類対策特別措置法における特定施設の設置事業者に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 事業者は、特定施設から排出される排出ガス及び排出される水について、毎年 1 回以上の測定を行い、この結果を当該区を管轄する区長に報告しなければならない。
2. 事業者は、特定施設から排出される排出ガス及び排出される水について、毎年 1 回以上の測定を行い、この結果を都道府県知事に報告しなければならない。
3. 事業者は、特定施設から排出される排出ガス及び排出される水について、2 年ごとに 1 回以上の測定を行い、この結果を都道府県知事に報告しなければならない。
4. 事業者は、特定施設から排出される排出ガス及び排出される水について、2 年ごとに 1 回以上の測定を行い、この結果を当該区を管轄する区長に報告しなければならない。
5. 廃棄物焼却炉を設置している事業者は、集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻について、2 年ごとに 1 回以上の測定を行い、この結果を都道府県知事に報告しなければならない。

【問 1 4】 環境省令第 1 条の 7 の 2 に定める一般廃棄物の熱分解を行う熱分解設備の構造に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 炭化水素油又は炭化物を生成する場合は、熱分解室内への空気の流入を促進することにより、廃棄物を燃焼させるものであること。
2. 炭化水素油又は炭化物を生成する場合は、処理に伴って生じた残さを排出する場合にあつては、沈殿を防ぐため排出された残さを直ちにろ過できるものであること。
3. 炭化水素油又は炭化物を生成する場合は、一般廃棄物の熱分解を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保つことができるものであること。(圧力については、減圧を行う場合に限る。)
4. 炭化水素油又は炭化物を生成する場合以外の場合は、一般廃棄物の熱分解に必要な温度を適正に保つことができるものであることその他の生活環境の保全上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。
5. 炭化水素油又は炭化物を生成する場合は、燃焼室内の温度及び圧力を定期的に測定できる構造のものであること。

【問 1 5】 特別管理一般廃棄物に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 特別管理一般廃棄物の埋立処分は、環境大臣が定める方法によって行わなければならない。
2. 特別管理一般廃棄物の積替えを行う場合、環境省令で定める場合を除き、積替えの場所には、特別管理一般廃棄物その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
3. 特別管理一般廃棄物の処分又は再生に当たっては、特別管理一般廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
4. 特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。
5. 特別管理一般廃棄物の処分を行う場合の基準は、廃掃法第6条の2第3項により政令で規定されている。

【問 1 6】 廃掃法における特別管理一般廃棄物に該当しないものを選びなさい。

1. ダイオキシン類の含有量が基準を超えるダイオキシン類対策特別措置法廃棄物焼却炉からのばいじん
2. ごみ処理施設からのばいじん（集じん施設で集められたもの）
3. ダイオキシン類の含有量が基準を超えるダイオキシン類対策特別措置法廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設からの汚泥
4. 衛生検査所から発生する感染性一般廃棄物
5. ポリ塩化ビフェニルを使用した部品を含む廃冷蔵庫



【問 1 7】 感染性一般廃棄物の処分又は再生を行う場合に、その感染性を失わせる方法のうち、環境大臣の定める方法として誤っているものを選びなさい。

1. 高圧蒸気滅菌装置又は乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法
2. 熔融設備を用いて熔融する方法
3. 熱分解設備を用いて炭化する方法
4. 焼却設備を用いて焼却する方法
5. 肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱による方法で消毒する方法

【問 1 8】 特別区における一般廃棄物処理業の手続きに関する記述のうち、誤っているものはいくつあるか選びなさい。

- A. いずれかの区で処分業の許可を有する者が、新たに別の区の処分業の許可を得ようとする場合、更新許可申請の手続きが必要である。
- B. 取り扱う一般廃棄物の種類を減少する場合は、事前相談のうえ変更前に、変更許可申請の手続きが必要である。
- C. 欠格要件に該当した場合は、欠格要件に該当後 10 日以内に、欠格要件に係る届出書の提出が必要であり、欠格要件に該当した旨を証する書類を添付し提出する。
- D. 業を廃止した場合、廃止後 10 日以内に、業の廃止届の提出が必要である。
- E. 許可証を紛失し、又はき損した場合は、直ちに許可証再交付申請書の提出が必要である。

1. なし
2. 1 つ
3. 2 つ
4. 3 つ
5. 4 つ

【問19】特別区における一般廃棄物処理業の手続きに関する記述のうち、正しいものはいくつあるか選びなさい。

- A. 個人の氏名を変更する場合は、変更後10日以内に、変更届が必要である。
- B. 登録印鑑を変更する場合は、変更後10日以内に、変更届が必要である。
- C. 処分の方法を変更する場合は、事前相談のうえ変更前に、変更許可申請の手続きが必要である。
- D. 処分先を変更する場合は、事前相談のうえ変更前に、変更承認申請の手続きが必要である。
- E. 処理施設を変更する場合は、事前相談のうえ変更前に、変更承認申請の手続きが必要である。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

【問20】特別区における一般廃棄物処理業の許可手続きにおいて、正しいものを選びなさい。

- 1. 更新許可申請を行う場合、旧許可証は返却しなくてもよい。
- 2. 新規許可申請を行う場合、添付書類として施設の写真が必要であるが、申請前6か月以内に撮影されたものに限る。
- 3. 新規許可申請を行う場合、1部の申請書（添付書類1部）で複数区の許可を同時に申請することができる。
- 4. 更新許可申請は、許可期間が満了する日の20日前までに更新許可申請に係る注意事項に留意し、必要書類を揃えて提出する。
- 5. 新規許可申請・更新許可申請ともに、郵送により申請することができる。

【問 2 1】特別区において一般廃棄物処分業を行う場合、作業台帳に記載すべき事項のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 処分した場合には、処分方法ごとの処分量
2. 作業者の氏名
3. 処分（埋立処分を除く。）後の一般廃棄物の持出先ごとの持出量
4. 処分料金
5. 受け入れた場合は、受入先ごとの受入量

【問 2 2】特別区において一般廃棄物処分業を行う場合の作業台帳に係る遵守事項に関する記述のうち、正しい記述の組み合わせを選びなさい。

- A. 作業台帳は閉鎖後 3 年間、事業場ごとに保存すること。
- B. 作業台帳は毎月 10 日締め、1 年ごとに閉鎖すること。
- C. 各事業場の作業台帳は、主たる事務所に一括して備えること。
- D. 作業台帳は毎月末締め、1 年ごとに閉鎖すること。
- E. 作業台帳は閉鎖後 5 年間、事業場ごとに保存すること。

1. A, B
2. A, C
3. B, C
4. C, D
5. D, E

【問 2 3】 一般廃棄物処理業者への行政処分及び罰則に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 事業の停止命令に違反したとき、都道府県知事はその許可を取り消さなければならない。
2. 一般廃棄物処理業者が個人の場合、従業員が違反行為を行ったときには、行為者が処罰されるほか、当該処理業者個人に罰金が科せられることがある。
3. 立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合には、事業の停止命令等の行政処分及び罰則が科せられることがある。
4. 廃棄物の処理について守るべき義務に違反した場合には、行政処分とは別に刑事罰が科せられることがある。
5. 事業に使用する施設又は能力が許可の基準に適合しなくなったとき、区長はその許可を取り消すことができる。

【問 2 4】 廃掃法に規定されている法人に対する罰則のうち、廃掃法第 3 2 条第 1 項第 1 号で 3 億円以下の罰金と定められているものを選びなさい。

1. みだりに廃棄物を捨てたとき
2. 他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を委託したとき
3. 措置命令に違反したとき
4. 自己の名義をもって、他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせたとき
5. 一般廃棄物を環境大臣の確認なく輸出する目的でその予備をしたとき

【問25】廃掃法に規定されている罰則のうち、3年以下の懲役若しくは3百万円以下の罰金又はこの併科の対象となる違反行為に該当するものを選びなさい。

1. 求められた報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
2. 改善命令に違反したとき。
3. 帳簿に虚偽の記載をしたとき。
4. 立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
5. 業務の廃止又は諸事項の変更の届け出をせず、又は虚偽の届け出をしたとき。

【問26】特別区における感染性廃棄物の取扱いに関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物を取り扱える場合に限る。）の許可を受けている業者は、感染性一般廃棄物を取り扱うことができる。
2. 医療機関から排出される紙おむつが感染性廃棄物と非感染性廃棄物が分別されずに排出された場合は、全て非感染性廃棄物として取り扱わなければならない。
3. 感染症法に規定される感染症に関し、使用後排出される紙おむつについては、血液の付着の有無に関わらず、すべて感染性廃棄物として取り扱わなければならない。
4. 外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等は、非感染性廃棄物として扱われる。
5. 滅菌処理されていない感染性一般廃棄物を処理するには、取り扱う一般廃棄物の種類において「感染性一般廃棄物」の許可が必要である。

【問 2 7】 廃掃法第 7 条に規定されている一般廃棄物処理業に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 一般廃棄物処分業の許可の更新の申請があった場合において、許可の有効期間満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
2. 市町村長は、一般廃棄物の処分業の許可に際し、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
3. 市町村長は、一般廃棄物の処分業の許可の申請内容が一般廃棄物処理計画に適合していると認められなければ、その許可をしてはならない。
4. 一般廃棄物処分業の許可は、6 月を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失う。
5. 市町村長は、一般廃棄物の処分業の許可の申請がなされたときは、当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であると認めるときでなければ、その許可をしてはならない。

【問 2 8】 廃掃法第 7 条の 3 の規定に基づき、市町村長が期間を定めて一般廃棄物処分業の事業の全部又は一部の停止を命ずることができる場合に該当しないものを選びなさい。

1. 事業の用に供する施設が、廃掃法第 7 条第 10 項第 3 号に規定する基準に適合しなくなったとき。
2. 廃掃法に基づく処分に違反する行為をしたとき。
3. 処分の事業の一部の廃止を市町村長の許可なく行ったとき。
4. 他人に対して、廃掃法に基づく処分に違反する行為をすることを依頼したとき。
5. 他人が、廃掃法に基づく処分に違反する行為をすることを助けたとき。

【問 29】 廃掃法第 7 条の 4 第 1 項の規定に基づき、市町村長が一般廃棄物の処分業の許可を取り消さなければならないとされているものを選びなさい。

1. 廃掃法第 7 条第 1 項の規定により当該許可に付した、生活環境の保全上必要な条件に違反したとき。
2. 一般廃棄物処分業者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合しなくなったとき。
3. 廃掃法第 19 条の 3 に基づく改善命令に違反したとき。
4. 不正の手段により処分の事業の範囲の変更の許可を受けたとき。
5. 条例で定める処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けたとき。

【問 30】 廃掃法第 8 条及び第 8 条の 2 に規定する一般廃棄物処理施設の設置許可に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 申請者の能力がその一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして市町村長の定める基準に適合するものであること。
2. 一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該一般廃棄物処理施設内の環境の保全について適正な配慮がなされたものであること。
3. 申請者が、廃掃法第 7 条第 5 項第 4 号に規定する欠格条項に該当しないこと。
4. 一般廃棄物処理施設を設置しようとする者は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。
5. 一般廃棄物処理施設の設置に関する計画が市町村長の定める技術上の基準に適合していること。

【問 3 1】 一般廃棄物の処分又は再生にあたり、政令において環境大臣の定める方法が定められていないものを選びなさい。

1. 一般廃棄物を焼却する場合
2. 一般廃棄物の発酵をする場合
3. 特定家庭用機器一般廃棄物の再生又は処分を行う場合
4. 一般廃棄物の熱分解を行う場合
5. し尿処理施設に係る汚泥を再生する場合

【問 3 2】 環境省令第 2 条の 4 に規定する一般廃棄物処分業の許可の基準に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 一般廃棄物の処分を業として行う場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた保管施設を有すること。
2. 浄化槽に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設（浄化槽を除く。）、焼却施設その他の処理施設を有すること。
3. 申請者は、一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
4. 申請者は、一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
5. 一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。



【問 3 3】 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第 2 条に定義する再生利用に該当しないものを選びなさい。

1. 食品循環資源をメタンの原材料として利用するために、譲渡すること。
2. 他人に委託して食品循環資源をエタノールの原材料として利用すること。
3. 自ら食品循環資源を油脂製品の原材料として利用すること。
4. 他人に委託して食品循環資源を炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤の原材料として利用すること。
5. 自ら食品循環資源を熱を得ることに利用すること。

【問 3 4】 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律についての記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 登録再生利用事業者は、再生利用事業の実施前に、当該再生利用事業に係る期間を定め、主務大臣に届け出なければならない。
2. この法律において「食品」とは、全ての飲食料品をいう。
3. 登録再生利用事業者でない者は、登録再生利用事業者という名称は用いることはできないが、似た名称は用いることができる。
4. 特定肥飼料等の製造を業として行う者が、その事業場について受ける登録は 3 年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
5. 登録再生利用事業者は、当該登録に係る再生利用事業を行う事業場ごとに、公衆の見やすい場所に、主務省令で定める様式の標識を提示しなければならない。

【問35】 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例についての記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 工場又は指定作業場を設置している者は、当該工場又は指定作業場から、作業の性質上やむを得ない場合を除き、ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の発生（汚水については、地下への浸透を含む。第74条及び第95条を除き、以下同じ。）をさせてはならない。
2. 事業者は、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、知事が行う環境への負荷の低減及び公害の防止に関する施策に協力しなければならない。
3. 工場を設置しようとする者は、あらかじめ、この条例の施行規則で定めるところにより、知事の認可を受けなければならない。
4. 「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。
5. 「環境への負荷」とは、事業活動その他の人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

以降の記述式問題の解答は、マークシート解答用紙裏面の解答欄に記入すること。

【問36】 廃掃法第8条に規定されている一般廃棄物処理施設の許可に関する条文になるように、  
[ ]に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

一般廃棄物処理施設（ [ ① ] で政令で定めるもの（以下単に「 [ ① ] 」という。）、し尿処理施設（ [ ② ] 法第2条第1号に規定する [ ② ] を除く。以下同じ。）及び一般廃棄物の [ ③ ] で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者（中略）は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する [ ④ ] の許可を受けなければならない。  
（以下略）

〔語群〕

【 浄化槽    ごみ処理施設    ろ過槽    都道府県知事    粗大ごみ施設  
最終処分場    市町村長    特定処理施設    】

【問37】 循環型社会形成推進基本法第7条に規定されている循環資源の循環的な利用及び処分  
の基本原則に関する条文になるように、[ ]に入る語句を下の語群より選び、解答欄に  
正確に記入しなさい。

循環資源の循環的な利用及び処分に当たっては、 [ ① ] に可能な範囲で、かつ、次に定めるところによることが環境への負荷の低減にとって必要であることが最大限に考慮されることによって、これらが行われなければならない。この場合において、次に定めるところによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときはこれによらないことが考慮されなければならない。

- 一 循環資源の全部又は一部のうち、 [ ② ] をすることができるものについては、  
[ ② ] がされなければならない。
- 二 循環資源の全部又は一部のうち、前号の規定による [ ② ] がされないものであって再生利用をすることができるものについては、再生利用がされなければならない。
- 三 循環資源の全部又は一部のうち、第1号の規定による [ ② ] 及び前号の規定による再生利用がされないものであって [ ③ ] をすることができるものについては、  
[ ③ ] がされなければならない。
- 四 循環資源の全部又は一部のうち、前3号の規定による循環的な利用が行われられないものについては、 [ ④ ] されなければならない。

〔語群〕

【 再使用    熱利用    熱回収    投入    処分    技術的及び経済的  
燃焼    設備的    】

【問38】 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令第3条に規定されている登録の基準に一致するように、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

法第11条第3項第1号の①で定める基準は、次のとおりとする。

- ・受け入れる食品循環資源の大部分を②に投入すること。
- ・受け入れる食品循環資源が③に該当する場合には、再生利用事業を行う者が廃棄物処理法第7条第6項の許可（当該許可に係る廃棄物処理法第7条の2第1項の許可を受けなければならない場合にあつては、同項の許可）を受け、又は廃棄物処理法施行規則第2条の3第1号若しくは第2号の規定に該当して、当該食品循環資源の処分を行うことができる者であること。
- ・再生利用事業により得られる④の品質、需要の見込み等に照らして、当該④が利用されずに廃棄されるおそれが少ないと認められること。

〔語群〕

【 一般廃棄物 遵守事項 特定肥飼料等 特定資源化施設 事務所廃棄物  
主務省令 循環資源等 特定肥飼料等製造施設 】

【問39】 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第2条第7項に規定されている工場に関する定義のうち別表第一の条文になるように、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

(略)

七 工場 別表第一に掲げる工場をいう。

(以下略)

別表第一 工場 (第2条関係)

一 定格出力の合計が①以上の②を使用する物品の製造、加工又は作業を③工場 (以下略)

三 次に掲げる物品の製造、加工又は作業を③工場

(中略)

(三十五) 火床面積が〇. 五平方メートル以上又は焼却能力が一時間当たり五十キログラム以上の焼却炉を使用する④の焼却

(以下略)

〔語群〕

【 主業務として行う 二十二キロワット 原動機 二. 二キロワット 循環資源  
常時行う 廃棄物 発電機 】

【問40】 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令第2条に規定されている再生利用に係る製品に関する条文になるように、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

法第2条第5項第1号の政令で定める製品は、次のとおりとする。

- 一 炭化の過程を経て製造される燃料及び
- 二 油脂及び油脂製品
- 三
- 四

〔語群〕

【 メタノール 還元剤 酸化剤 フロン エタノール メタン 】

【問41】 環境省令第1条の7の2に規定されている一般廃棄物の熱分解を行う熱分解設備の構造に関する条文になるように、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

令第3条第2号ロの環境省令で定める構造は、次のとおりとする。

- 一 炭化水素油又は炭化物を生成する場合にあっては、次のとおりとする。
- イ 熱分解室内への空気の流入をにより、熱分解室内の廃棄物を構造のものであること。

(中略)

- ニ 処理に伴って生じた残さ(炭化物を含む。以下この号において同じ。)を排出する場合にあっては、残さがしないよう、排出された残さを直ちにすることができるものであること。

(以下略)

〔語群〕

【 促進させること 冷却 完全燃焼させる 燃焼させない 沈殿 ろ過 発火 防ぐこと 】

【問4 2】 循環型社会形成推進基本法第2条に規定されている定義に関する条文になるように、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

(略)

5 この法律において「再使用」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 循環資源を製品としてそのまま使用すること (①)を行ってこれを使用することを  
含む。)
- 二 循環資源の全部又は一部を②)その他製品の一部として使用すること。

(中略)

7 この法律において「熱回収」とは、循環資源の全部又は一部であって、③)の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することをいう。

(以下略)

[語群]

【 燃焼 資材 溶解 修理 改造 部品 】

【問4 3】 循環型社会形成推進基本法第3条に規定されている循環型社会の形成に関する条文及び第4条に規定されている適切な役割分担等に関する条文になるように、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

第3条 循環型社会の形成は、これに関する①)がその技術的及び経済的な可能性を踏まえつつ②)かつ積極的に行われるようになることによって、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の実現が推進されることを旨として、行われなければならない。

第4条 循環型社会の形成は、このために必要な③)が国、地方公共団体、事業者及び国民の適切な役割分担の下に講じられ、かつ、当該措置に要する④)がこれらの者により適正かつ公平に負担されることにより、行われなければならない。

[語群]

【 自主的 運動 措置 客観的 行動 費用 手続き 法律】

【問44】 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条に規定されている定義に関する条文になるように、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

(略)

6 この法律において「熱回収」とは、次に掲げる行為をいう。

一 自ら又は①に委託して食品循環資源を熱を得ることに利用すること（食品循環資源の有効な利用の確保に資するものとして②で定める基準に適合するものに限る。）。

二 食品循環資源を熱を得ることに利用するために③すること（食品循環資源の有効な利用の確保に資するものとして②で定める基準に適合するものに限る。）。

7 この法律において「減量」とは、脱水、④その他の②で定める方法により食品廃棄物等の量を減少させることをいう。

〔語群〕

【 焼却 主務省令 営業 乾燥 自らの使用人 他人 条例 譲渡 】

【問45】 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第11条に規定されている登録に関する条文になるように、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

食品循環資源を原材料とする肥料、飼料その他第2条第5項第1号の政令で定める製品（以下「①」という。）の②者は、その事業場について、③の登録を受けることができる。

2 前項の登録の申請をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を③に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 再生利用事業（①の製造の事業をいう。以下同じ。）の④

三 再生利用事業を行う事業場の名称及び所在地

四 ①の製造の用に供する施設の種類及び規模

五 ①を保管する施設及びこれを販売する事業場の所在地

六 その他主務省令で定める事項

(以下略)

〔語群〕

【 特定飼料添加物等 市町村長 製品名 製造を業として行う 特定肥飼料等  
販売を業として行う 主務大臣 内容 】

【問46】食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第11条に規定されている登録に関する条文になるように、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

(略)

3 主務大臣は、第1項の登録の申請が次の各号の①適合しているとき、その登録をしなければならない。

一 ②の内容が、生活環境の保全上支障のないものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 前項第4号に掲げる事項が、②を効率的に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

三 当該申請をした者が、②を③実施するのに十分な④を有するものであること。

(以下略)

[語群]

【 再生利用事業 いずれにも 経済的基礎 食品循環資源事業 いずれかに  
経理的基礎 環境に配慮し 適確かつ円滑に 】

【問47】食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第11条に規定されている登録に関する条文になるように、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

(略)

4 次の各号のいずれかに該当する者は、第1項の登録を受けることができない。

一 この法律の規定により①以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から②を経過しない者

二 第17条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から②を経過しない者

三 法人であって、その業務を行う③のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの

(中略)

6 主務大臣は、第1項の登録をしたとき、又は前項の届出を受理したとき(第17条第1項の規定により第1項の登録を取り消す場合を除く。)は、遅滞なく、その旨を第2項第3号の事業場の所在地を管轄する④に通知しなければならない。

[語群]

【 3年 保健所 禁錮 2年 従業員 市町村長 都道府県知事  
継続 罰金 役員 】



【問48】 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第2条第8項に規定されている指定作業場に関する定義の条文及び別表第二の条文になるように、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

(略)

八 指定作業場 別表第二に掲げる作業場等 (①に該当するものを除く。)をいう。  
(以下略)

別表第二 指定作業場 (第2条関係)

(略)

二 自動車駐車場 (自動車等の収容能力が②以上のものに限る。)

三 自動車ターミナル (事業用自動車を同時に十台以上停留させることができるものに限る。)

(中略)

五 自動車洗車場 (スチムクリーナー又は③を用いる洗浄機を使用するものに限る。)

(以下略)

[語群]

【 五十台 原動機 二十台 処理場 工場 重電機 】

【問49】 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第81条に規定されている工場の設置の認可に関する条文になるように、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

工場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、①の認可を受けなければならない。

2 前項の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を①に提出しなければならない。

一 氏名及び住所 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及び②の所在地)

二 工場の名称及び所在地

三 業種並びに作業の種類及び方法

四 建物及び施設の③及び配置

五 ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止の方法

六 ④の出入口が接する道路の幅員

七 前各号に掲げるもののほか、①が必要と認める事項

(以下略)

[語群]

【 市町村長 区画 作業員 主たる事務所 区役所 自動車 知事  
工場 構造 支店 】

【問50】 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第126条に規定されている廃棄物等の焼却行為の制限に関する条文になるように、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

何人も、廃棄物等を焼却するときは、①（①対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定する①をいう。）等による人の健康及び生活環境への②を防ぐために、③の廃棄物焼却炉（火床面積〇．五平方メートル未満であって、焼却能力が一時間当たり五十キログラム未満の廃棄物焼却炉をいう。以下同じ。）により、又は廃棄物焼却炉を用いずに、廃棄物等を焼却してはならない。ただし、規則で定める③の廃棄物焼却炉による焼却及び④の焼却行為については、この限りでない。

〔語群〕

【 ダイオキシン類    中規模    支障    影響    祭祀行事等    アスベスト飛散防止  
伝統的行事等    小規模    】